

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 297	218 (73.4%)
5～10万人未満 237	169 (71.3%)
10～20万人未満 149	104 (69.8%)
20～30万人未満 47	28 (59.6%)
30～40万人未満 30	17 (56.7%)
40～50万人未満 20	12 (60.0%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	571 (70.1%)

【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 297	11 (3.7%)	0 (0.0%)	145 (48.8%)	0 (0.0%)
5~10万人未満 237	13 (5.5%)	0 (0.0%)	119 (50.2%)	0 (0.0%)
10~20万人未満 149	11 (7.4%)	1 (0.7%)	61 (40.9%)	0 (0.0%)
20~30万人未満 47	2 (4.3%)	0 (0.0%)	15 (31.9%)	0 (0.0%)
30~40万人未満 30	1 (3.3%)	0 (0.0%)	13 (43.3%)	0 (0.0%)
40~50万人未満 20	2 (10.0%)	1 (5.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)
全市 815	43 (5.3%)	4 (0.5%)	362 (44.4%)	15 (1.8%)

【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 297	75 (25.3%)	14 (4.7%)
5~10万人未満 237	72 (30.4%)	26 (11.0%)
10~20万人未満 149	57 (38.3%)	13 (8.7%)
20~30万人未満 47	19 (40.4%)	2 (4.3%)
30~40万人未満 30	9 (30.0%)	2 (6.7%)
40~50万人未満 20	7 (35.0%)	2 (10.0%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	6 (30.0%)	2 (10.0%)
全市 815	251 (30.8%)	61 (7.5%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	追加している
5万人未満 297	291 (98.0%)
5～10万人未満 237	230 (97.0%)
10～20万人未満 149	146 (98.0%)
20～30万人未満 47	47 (100.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)
40～50万人未満 20	20 (100.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)
全市 815	799 (98.0%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和4年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	665 (83.2%)	職員の定数	6 (0.8%)
市の基本計画	298 (37.3%)	重要な契約に関するもの	31 (3.9%)
市の基本計画以外の重要な計画	112 (14.0%)	オンブズマンの委嘱等	10 (1.3%)
市民功労者表彰、名誉市民	538 (67.3%)	法人・団体等との協定に関するもの	9 (1.1%)
市民憲章	68 (8.5%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	176 (22.0%)
都市宣言	76 (9.5%)	上記以外の議決事件	214 (26.8%)
姉妹都市、友好都市提携	108 (13.5%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している799市を基準としている。

【16-6】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	廃止している
5万人未満 297	19 (6.4%)
5～10万人未満 237	11 (4.6%)
10～20万人未満 149	5 (3.4%)
20～30万人未満 47	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)
40～50万人未満 20	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	37 (4.5%)

【16-7】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	17
所管委員会	10
議員	10

【16-8】監査委員事務局の設置状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 297	291 (98.0%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)
5～10万人未満 237	233 (98.3%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 149	149 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 47	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 15	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 20	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 815	805 (98.8%)	4 (0.5%)	6 (0.7%)

【16-9】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 291	35 (12.0%)
5～10万人未満 233	5 (2.1%)
10～20万人未満 149	0 (0.0%)
20～30万人未満 47	0 (0.0%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)
40～50万人未満 20	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 805	40 (5.0%)

割合は、条例により監査事務局を設置している805市を基準としている。

【16-10】令和4年中の市議会議員一般選挙の実施状況
 (令和4年1月1日～令和4年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	市議会議員一般選挙 が行われた
5万人未満 297	75 (25.3%)
5～10万人未満 237	41 (17.3%)
10～20万人未満 149	28 (18.8%)
20～30万人未満 47	8 (17.0%)
30～40万人未満 30	1 (3.3%)
40～50万人未満 20	3 (15.0%)
50万人以上 15	1 (6.7%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	157 (19.3%)

【16-11】市議会議員一般選挙時における候補者のビラの頒布の状況
 (令和4年1月1日～令和4年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	ビラを頒布した
5万人未満 75	66 (88.0%)
5～10万人未満 41	39 (95.1%)
10～20万人未満 28	26 (92.9%)
20～30万人未満 8	7 (87.5%)
30～40万人未満 1	1 (100.0%)
40～50万人未満 3	3 (100.0%)
50万人以上 1	1 (100.0%)
指定都市 0	0 (0.0%)
全市 157	143 (91.1%)

市議会議員一般選挙が行われた157市を基準としている。